

認知症対応型共同生活介護事業所
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

グループホーム ^{のぞみ} 望海の家

運 営 規 程

施行日	平成15年	7月	15日
改定日	平成16年	1月	22日
改定日	平成19年	10月	15日
改定日	平成21年	4月	10日
改定日	平成22年	11月	1日
改定日	平成23年	9月	1日
改定日	平成24年	4月	1日
改定日	平成24年	12月	1日
改定日	平成25年	4月	1日
改定日	平成26年	4月	1日
改定日	平成27年	4月	1日
改定日	平成27年	8月	1日
改定日	平成29年	4月	1日
改定日	平成30年	4月	1日
改定日	平成30年	8月	1日
改定日	平成31年	4月	1日
改定日	令和1年	10月	1日
改定日	令和2年	4月	1日
改定日	令和2年	12月	1日
改定日	令和3年	4月	1日
改定日	令和6年	4月	1日

社会福祉法人本荘久寿会

グループホーム ^{のぞみ}望海の家 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人本荘久寿会が設置運営するグループホーム望海の家(以下「当施設」という。)が実施する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第 2 条 認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、認知症対応型共同生活介護は、要介護状態の者のうち入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援2の状態にある者のうち、認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。あわせて利用者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

(運営の方針)

第 3 条 当施設において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合以外は原則として利用者に対する身体拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、家族の同意を得て行うものとする。
- 4 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、施設職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 6 サービス提供にあたっては、利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明するとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 8 常に、提供したサービスの内容等を記録するとともに、質の管理、評価を行う。

(施設の名称及び所在地等)

第 4 条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 施設名 | グループホーム ^{のぞみ} 望海の家 |
| (2) 開設年月日 | 平成15年 7月15日 |
| (3) 所在地 | 秋田県由利本荘市浜三川字小山口20番地 |

- (4) 電話番号 0184-28-4855 FAX番号 0184-28-4877
(5) 管理者名 小野寺 都貴子
(6) 協力病院 由利組合総合病院
(7) 介護保険指定番号 0570508523

(職員の職種及び員数)

第 5 条 当施設の職員の職種及び員数は次のとおりであり、必要職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人(計画作成担当者、介護職員兼務)
(2) 計画作成担当者 2人(うち1名は管理者兼務)
(3) 看護職員 2人(介護職員を兼務、夜間及び深夜勤務職員を含む)
(4) 介護職員 15人以上(夜間及び深夜勤務職員を含む、うち2名は看護職員兼務)

(職員の職務内容)

第 6 条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、認知症老人グループホームの業務の管理及び職員等の管理、指導を行う。
(2) 計画作成担当者は、利用者及びその家族からの相談に応じ、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
(3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の介護計画に基づく看護を行う。
(4) 介護職員は、介護計画に基づき利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第 7 条 当施設の利用定員は、18名とする。

(介護の内容)

第 8 条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
(2) 日常生活上の世話
(3) 日常生活の中での機能訓練
(4) 相談、援助

(介護計画の作成)

第 9 条 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画)を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、実施状況についての評価を行う。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、重要事項説明書に定める利用料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、家賃、食費、運営管理費、理美容代、その他の費用等利用料を、重要事項説明書に定める利用料金表により支払いを受ける。
- (3) 月の途中における入居または退居については日割り計算とする。
- (4) 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込、口座振替によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第11条 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護(要支援2を含む)であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (2) 自傷他害のおそれがないこと。
 - (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合、退居してもらおう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス期間と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- 面会は 午前9時から午後9時まで。
- 消灯時間は 入居者の判断による。
- 外出・外泊は 事前に届け出をし、管理者の許可を得る。
- 飲酒は 職員の指示に従う。
- 喫煙は 所定の場所とし、居室内では禁煙とする。
- 火気の取り扱いは 火災防止のため禁止する。
- 設備・備品の利用は 整理整頓をし、大切に使用するものとする。
- 所持品・備品の持ち込みは その都度、管理者の許可を得ること。
- 金銭・貴重品の管理は 高額の現金、貴重品の持込みは禁止。
- 外泊時等の施設外での受診は ... 受診した場合は必ず施設に連絡をとる。
- 宗教活動は 禁止する。
- ペットの持ち込みは 禁止する。
- 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の営利活動」は、禁止する。
- 利用者又は家族が、他の利用者及び職員に対して、一般的にパワーハラスメント、セクシャルハラスメントとみなされる行為、その他の迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、施設職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、施設職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、地域住民との連携を図る。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) 年2回以上

(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)

- ② 利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上
- ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底 随時

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第14条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。

服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能力の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人本荘久寿会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受けなければならない。

(衛生管理)

第18条 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

3 当施設における感染症の予防及びまん延しないように次の事項に掲げる措置を講じる。

(1) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について施設職員に周知徹底を図る。

(2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当施設において職員に感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

(秘密保持)

第19条 当施設の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な処置を講ずる。

(苦情処理)

第20条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第21条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(緊急時における対応策)

第22条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(事故発生時の対応策)

第23条 サービス提供により事故が発生した場合は市町村・利用者の家族に連絡するとともに必要な措置を講ずる。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第24条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

(1)虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について施設職員に周知徹底を図る

(2)虐待防止のための指針の整備

(3)虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4)全3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 当施設は、サービス提供中に当施設職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(身体拘束等の廃止)

第 25条 当施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は人体意を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底をはかる。

(2)身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3)介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携)

第26条 地域との連携等、当施設はその運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供に当たっては利用者、利用者家族、地域住民の代表者、当施設が所在する地域包括支援センターの職員、指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している当施設のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 当施設は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表

する。

(業務継続計画の策定等)

- 第27条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 当施設は、施設職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(協力医療機関等)

- 第28条 当施設は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定める。
- 2 当施設は、あらかじめ協力歯科医療連携機関を定めておくよう努める。
 - 3 当施設は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整える。
 - 4 当施設は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることが出来るよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第29条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、利用定員を超えて入所させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
 - 3 当施設は、全ての施設職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、施設職員の資質向上のために研修の機会を設ける。
 - 4 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するため生産性向上推進委員会を設置する。
 - 5 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人本荘久寿会の役員会において定めるものとする。

付則

- 第 1 条 この運営規程は、平成15年 7月15日より施行する。